

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目						意見・質問内容	回答
○		1	実施方針	1	23	第1	1	(5)				「設計・施工一括方式を活用して」との記載、冒頭の「民間資金等の活用による～規定に準じて」、P4「事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要である。」と記載があることから、価格ではなく、提案を重視するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
	○	2	実施方針	1	23	第1	1	(5)				上記1より、提案重視であれば、予定価格の公表があるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 事業公告時に公表いたします。
○		3	実施方針	4	7	第2	1					「プロポーザル方式を採用する」ことから、提案書提出後にプレゼンテーションが実施されるという認識でよろしいでしょうか。また、実施時間・使用可能機器・制約等も公開願います。	プレゼンテーションについては提案書受付後に実施します。 実施時間・使用可機器・制約等詳細については、提案書受付後の通知を想定していますが、事業公告時点で可能な範囲で公表します。
○		4	実施方針	4	15	第2	2	(1)	表2			選定の手順及びスケジュールにプレゼンテーションの記載がありませんが、予定されているのでしょうか。	No. 3の回答をご確認ください。
○		5	実施方針	7	15	第2	2	(3)	①	ア		設計業務及び工事監理業務を複数社で行う場合は、設計共同企業体を組むことが絶対条件でしょうか。	設計共同企業の組成については必須としていません。ただし、下請けでなく構成員とする場合は、「実施方針第2 2(3)①ア」に示す特定共同企業体の組成が必要です。
	○	6	実施方針	7	20	第2	2	(3)	①	エ		「建設業務について～（甲型JV）を基本とする。」との記載がございますが、当事業は既存改修・増築を複数年度でローリング計画により実施していくことから乙型での参加もお認めいただきたい。発注者側のリスクは代表企業を設けることになっておりますので、リスクヘッジは可能です。	建設業務に関し、特定建設工事共同企業体を乙型で組成することについても問題ありません。ただし、担当する業務分担及び業務金額を明示した県のひな形による共同企業体協定書を締結して頂きます。
○		7	実施方針	7	20	第2	2	(3)	①	エ		「建設業務について、特定建設工事共同企業体を組成する場合は・・・」との記載について、単独でも可能という解釈でしょうか。	お見込みのとおりです。
○		8	実施方針	7		第2	2	(3)	①	キ		参加表明書の提出以降、応募者の構成員の変更は原則として認めない。とありますが、本事業落札後に特定共同企業体（企業グループ）に参加表明していない企業と特定建設工事共同企業体を組み、工事を施工することは出来ないのでしょうか。 本事業は設計施工のため、参加表明書を提出してから工事着手まで期間が長く、作業量と工事着手時の監督員の体制に予測できない部分があるため。	特定共同企業体及び特定建設工事共同企業体を組成する企業は、構成員にあたるため、参加表明書の提出時に企業名の記載が必要となります。また、参加表明書提出以降、原則として応募者の構成員の変更は認められません。
○		9	実施方針	7	22	第2	2	(3)	①	オ		設計企業及び工事監理企業は、出資企業にならなくてもよろしいでしょうか。	出資を要する特定建設工事共同企業体への設計企業及び工事監理企業の参画は求めておりませんので、出資を必須とするものではありません。
○		10	実施方針	8	30	第2	2	(3)	②	イ	b	設計業務を担う主たる者1人以上は・・・」との記載について、JVではないが、複数社でも構わないという解釈でしょうか。	No. 5の回答をご確認ください。
○		11	実施方針	8	31	第2	2	(3)	②	イ	c	履行実績について、過去○○年度以降という有効期限の記載が無いため問わないという解釈でしょうか。	募集要項公表時に改めてご確認ください。
	○	12	実施方針	8	31	第2	2	(3)	②	イ	c	設計業務を行う企業の資格要件に公立学校の実績で面積、実績年度等を盛込むべきではないでしょうか？	No. 11の回答をご確認ください。
○		13	実施方針	8	36	第2	2	(3)	②	ウ	a	「建設業務を担う主たる者1人以上は「建築一式工事」の資格を・・・」という記載について、例えば「給排水暖冷房衛生設備工事」の業者を含んだJVでも可能という解釈でしょうか。	お見込みのとおりです。
	○	14	実施方針	9	3	第2	2	(3)	②	ウ	c	建設業務を行う企業の資格要件に公立学校実績で面積、実績年度等を盛込むべきではないでしょうか？	募集要項公表時に改めてご確認ください。
○		15	実施方針	9	3	第2	2	(3)	②	ウ	c	履行実績について、過去○○年度以降という有効期限の記載が無いため問わないという解釈でしょうか。	No. 14の回答をご確認ください。
○		16	実施方針	9	11	第2	2	(3)	②	エ	b	工事監理業務を担う主たる者1人以上は・・・」との記載について、JVではないが、複数社でも構わないという解釈でしょうか。	お見込みのとおりです。
○		17	実施方針	9	13	第2	2	(3)	②	エ	c	履行実績について、過去○○年度以降という有効期限の記載が無いため問わないという解釈でしょうか。	募集要項公表時に改めてご確認ください。
	○	18	実施方針	10	26	第2	2	(3)	③	ウ	表3	「監理技術者は、鉄筋コンクリート造～従事した経験を有すること。」との記載がありますが、増築校舎は民間事業者の提案によっては鉄骨造も考えられることから、鉄筋コンクリート造、又は鉄骨造の実績を求めることにすべきではないでしょうか。	募集要項公表時に改めてご確認ください。
○		19	実施方針	10		第2	2	(3)	③	ウ	表3	（建設業務） ・現場代理人及び監理技術者については、工事完成までの間、原則として変更は認めない。とありますが、秋田県で出している要綱でも、監理技術者の変更は原則認められないことは確認出来ますが、現場代理人にもこの要件を付けるのでしょうか。	募集要項公表時に改めてご確認ください。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目						意見・質問内容	回答
○		20	事業条件書	7	16	4	4.2					ローリング計画について～仮教室への移設費、仮教室から改修済み教室への移設費は別途であるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 仮教室への移設及び仮教室から改修済み教室への什器備品の移設については、発注者側で実施するため、本事業には含まれません。
○		21	事業条件書	15		5	表9					増築校舎：機械実習室、機器電力実習室～耐荷重に留意するとありますが、構造検討の上、経済性・工期等を考慮し、鉄骨造でもよろしいでしょうか。	構造種別は、耐震安全性等の基準に適合するものとし、提案によるものとする想定です。
	○	22	その他									提案書提出～竣工まで2ヶ年度以上を要す事業であることから、設計・工事監理費を含めた物価スライドを複数回の採用を実施すべきではないでしょうか。（設計・建設・工事監理）。例：1回目～着工前、2回目～竣工前	事業公告時に公表する契約書案等をご参照ください。
○		23	その他									契約書案がまだ公表されておりませんが、DB方式においても「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」は可能でしょうか。	可能です。事業公告時に公表する契約書案等をご参照ください。
○		24	その他									採点・配点基準は事業公告時に公表されますか。	お見込みのとおりです。 事業公告時に公表いたします。
○		25	その他									事業公告時に、予定価格は公表されますか。	No. 2の回答をご確認ください。
	○	26	その他									早期の要求水準書の公開をお願いします。	事業公告時に公表する要求水準書をご参照ください。